

旭環第430号

令和7年11月25日

旭川市廃棄物減量等推進審議会

会長 角 一典 様

旭川市長 今 津 寛 介



手数料の見直し案について（諮問）

本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）では、使用料・手数料について、受益者負担の原則に基づき、負担の公平性を確保するという観点から、4年を目途に必要な見直しを行うこととしています。

令和8年10月（一部令和9年4月）からの新料金適用に向けて作成した、し尿・家庭ごみ処理等に係る手数料の見直し案（別紙のとおり）について、貴審議会の意見を求めます。

し尿・家庭ごみ処理等に係る手数料の見直し案

1 新料金案

項目				現行料金	新料金	(改定額)	改定率
し尿処理 手数料	仮設トイレ以外		50リットル当たり（50リットル未満は50リットルとし、50リットルを超える場合は50リットル未満の端数を切り捨てる。）	450円	670円	(+ 220円)	1.49倍
	仮設トイレ	550リットル未満		600円	一律 900円	(+ 300円)	1.50倍
		550リットル以上		450円			
		加算する		収集1回につき		1,500円	—
ごみ処理 手数料	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	(1) 5リットル用	10円	15円	(+ 5円)	1.50倍	
		(2) 10リットル用	20円	30円	(+ 10円)	1.50倍	
		(3) 20リットル用	40円	60円	(+ 20円)	1.50倍	
		(4) 30リットル用	60円	90円	(+ 30円)	1.50倍	
		(5) 40リットル用	80円	120円	(+ 40円)	1.50倍	
		規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては、規則で定める1単位につき		80円	120円	(+ 40円)	1.50倍
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。		300円	450円	(+ 150円)	1.50倍	
			650円	970円	(+ 320円)	1.49倍	
	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。		2,800円	2,800円	(+ 0円)	1.00倍	
ごみ埋立処分手数料（一般廃棄物を処分するとき。）			10キログラムまでごとに	156円	234円	(+ 78円)	1.50倍
ごみ焼却処分手数料（事業系一般廃棄物を処分するとき。）			10キログラムまでごとに	83円	111円	(+ 28円)	1.34倍

2 減免制度の在り方を今後検討するもの

生活保護世帯に対するし尿処理手数料、ごみ処理手数料 (燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ)、ごみ埋立処分手数料の減免は、これらの経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれていると考えられることや、負担の公平性、他市の減免の状況などを勘案しながら、制度の在り方について今後検討を進めます。